

第3章 銀行グループと金融サービス仲介業の連携

学習院大学 神作裕之

I はじめに

「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」（2020年6月5日成立、2021年11月1日施行）により金融サービス仲介業制度が創設された。この法律により「金融商品の販売等に関する法律」は「金融サービスの提供に関する法律」（以下「金サ法」という）とその名称が改められた。政令も「金融サービスの提供に関する法律施行令」（以下「施行令」という）という名称に変更された上で改正された¹。さらに、新たに「金融サービス仲介業者等に関する内閣府令」（以下「金サ業府令」という）が制定された。重要な規範として、金融サービス仲介業者に対する法的拘束力はないものの、実務上重要な影響をもつ行政組織内部における示達である「金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針」（以下「金サ業監督指針」という）²がある。

金融サービス仲介業制度とは、単一の登録によって、預金・決済サービス、保険商品、上場株式など様々な金融商品を販売仲介できる制度である。金融サービス仲介とは、預金契約等の金融サービス契約を締結するために事実上尽力する事実行為であると解されている。典型的には、顧客はスマートフォンやパソコンからアプリケーションをダウンロードし、金融サービス仲介業者が販売仲介する各種の金融商品を簡易・迅速にワンストップで購入できるようになる。

業態や商品に着目した規制がなされてきた銀行・証券・保険の各サービスを一元的に仲介することができる金融サービス仲介業者と銀行グループが連携する新たなビジネスモデルが登場してくることが予想される。

金融サービス仲介業については、①預金等媒介業務と有価証券等仲介業務の間など種別を異にする金融サービス仲介業務間、②有価証券等仲介業務に基づいて取得した顧客情報

¹ 金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォースは、「顧客本位の業務運営の原則」に定められている金融事業者は顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきであることを広く金融事業者一般に共通する義務として定めること、さらに、金融事業者のほか、企業年金制度等の運営に携わる者等も対象に加えることにより、広くインベストメント・チェーンに関わる者を対象として、顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営に向けた取組みの一層の横断化を図ることを提言した（同「中間報告（2022年12月9日）」2-3頁（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221209/01.pdf）。顧客本位タスクフォースの中間報告を受け、金融サービスの提供等に係る業務を行う者に対し、顧客等の最善の利益を勘案しつつ顧客等に対して誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない義務を定める条文を含む金融サービスの提供に関する法律の改正法案が、第211回国会に提出された（金融商品取引法等の一部を改正する法律案（2023年3月14日提出）3条における「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律案」（同法案2条により「金融サービスの提供に関する法律」から題名改正）2条参照）。しかし、同法案は同国会では成立せず、継続審査になった。

² 金融庁「金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針（2023年6月）」（<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinsa/index.html>）。

を銀行業務に用いるなど金融サービス仲介業と兼業業務との間、③有価証券等仲介業務で取得した顧客情報を親子会社に提供するなどグループ会社等との間のそれぞれにおいて、仲介業務を通じて取得した顧客の非公開情報の授受や利用等が規制されている。

以下では、銀行グループが金融サービス仲介業と連携するメリットについて確認した後（Ⅱ）、金融サービス仲介業制度が導入された背景とその概要（Ⅲ）を略述する。金融サービス仲介業者の顧客情報の取扱いに係る規制について概観した上で（Ⅳ）、若干の検討を行う（Ⅴ）。

Ⅱ 銀行グループと金融サービス仲介業の連携

銀行グループと金融サービス仲介業の連携には、双方の事業者のみならず各事業者の利用者・顧客にもメリットが生じる可能性がある。銀行グループと金融サービス仲介業者の連携の仕方は多様であり得るけれども、金融サービス仲介業者が、決済、貯蓄、投資、保証といった金融商品・サービスを業種横断的かつ統合的に提供する場合には、利用者は、ワンストップで様々な金融サービスや金融商品の中から自らのニーズや状況に適合的なものを選択する機会を得ることができ、便宜かつ有益である。

さらに、たとえば不動産、小売、通信、教育その他のサービス業など金融以外の異業種から参入した金融サービス仲介業者が FinTech 事業者として、あるいは当該金融サービス仲介業者が FinTech 事業者と連携してシステムを構築した上で、銀行と連携することも考えられる。銀行自身が、その提携先に API を開放することもあり得るであろう。たとえば、金融サービス仲介業者が、BaaS (Banking as a Service)、BaaS (Brokerage as a Service) あるいは IaaS (Insurance as a Service) として、銀行グループの提供する金融サービスを仲介するようなケースである。銀行グループは、これらの企業と連携することにより、非金融分野の顧客を新たな顧客として取り込むとともに、それらの顧客ニーズに合致した新たな金融サービスを開発し展開することが期待される。

以下では、次の2つの場合を銀行と金融サービス仲介業者が連携する典型的な類型と仮定し、それぞれの類型における顧客情報の取扱いに係る規律に焦点を当てて、若干の検討を行う³。第1は、銀行が中心となる銀行グループを形成している場合において、当該銀行が金融サービス仲介業を兼業するか、あるいは当該銀行グループのグループ会社として金融サービス仲介業者を別法人として保有し、当該金融サービス仲介業者が主として当該グループに属する銀行、証券および保険に係る金融商品の販売仲介を行う場合である（以下「A

³ なお、本文に述べたBタイプすなわち銀行が非金融事業者の提供するサービスと連携する場合、たとえば送金サービスについて連携する場合には、金融サービス仲介業の利用者が連携を行う預金口座の預金者になりすまし不正取引を行うなど金融サービス仲介業者のみで完結するサービスとは異なるリスクが介在するおそれがある。そこで、それぞれの利用者の利益の保護および金融サービス仲介業の健全かつ適切な遂行の観点から、連携サービスに伴うリスク特性に応じた管理態勢の構築が重要であるとされる（金サ業監督指針Ⅲ—2—7）。金融サービス仲介業協会の自主規制基本規則においては、他の事業者の提供するサービスと連携する場合には、経営陣が内部管理部門に連携サービス全体につき顧客等の利益の保護に係る問題点を含め内在するリスクを特定し、連携サービスに係るセキュリティレベルならびに組織犯罪等の対策の向上等リスクを低減させるための対策を講じなければならない旨を規定する（同基本規則9条1項）。

タイプ」という)。以下では、金融サービス仲介業者の仲介行為によって顧客が金融サービス契約を締結しようとしている相手方当事者である金融機関のことを相手方金融機関という。

第2は、金融以外の業務を営む企業が金融サービス仲介業を併営するか、あるいは金融サービス仲介業者を当該非金融のグループ企業に属するグループ会社として保有し、銀行がそのような異業種から参入した金融サービス仲介業者と連携する場合である（以下「Bタイプ」という）。

AタイプであれBタイプであれ、銀行と金融サービス仲介業者とが連携する場合を念頭に置いているため、いずれのタイプの金融サービス仲介業者も、少なくとも連携先の銀行を相手方金融機関とする預金等媒介業務⁴を行っていることを前提とする。

Ⅲ 金融サービス仲介業制度の導入の背景と制度の概要

1 既存の金融商品・金融サービス仲介業制度の問題点

金融商品・金融サービスといっても、決済、預金、株式・社債・投資信託などの有価証券、生命保険・損害保険・傷害保険、金銭消費貸借契約など多種多様である。金融機関と利用者との間に仲介業者が介在して仲介サービスを提供し、金融機関と顧客との間で金融取引が行われる場合には、代理・媒介等の対象になる金融取引がどのような機能を果たしているかに注目し、それぞれの機能の特徴に応じた規制が必要になると考えられる。

既存の金融商品・金融サービス仲介業制度は、そのような考え方に立って、金融商品・金融サービスの機能ごとに、いわば縦割りの制度となっていた。すなわち、決済、資産運用、リスク管理、与信等の機能に応じて、複数の金融サービスの仲介制度が存在している。たとえば、預金者から委託を受けて為替取引等について銀行に預金者の指図を伝達する電子決済等代行業者や、銀行から委託を受けて預金契約の締結の代理・媒介を行う銀行代理業者は、銀行業務について仲介業務を営む業者である。金融商品仲介業者は、金融商品取引業者等の委託を受けて有価証券の売買の媒介、および有価証券の募集・売出し・私募の取扱い等を行う。生命保険募集人と損害保険代理店は、生命保険会社または損害保険会社の委託を受けて保険契約締結の代理・媒介を行う。これに対し、保険仲立人は、保険者のために募集行為を行う保険代理店と異なり、保険者と顧客の間で中立的な立場から顧客のニーズに適合した保険契約の締結を媒介する。

このうち、銀行、金融商品取引業者等および保険会社の委託を受けてそれぞれの金融機関のために仲介業務を営む銀行代理業者、金融商品仲介業者および生命保険募集人・損害保険代理店については、所属制という制度が採られている。すなわち、銀行代理業者、金融商品仲介業者および生命保険募集人・損害保険代理店は、特定の金融機関に所属して、所属金融機関から委託を受けて仲介業務を営まなければならない。所属金融機関は、委託先の銀行代理業者等が、銀行代理業等について顧客に加えた損害について、立証責任の転換された損害賠償義務を負う。このような責任を所属金融機関に負わせることによって、利用者に対する

⁴ 預金等媒介業務とは、銀行等との間に、①預金等の受入れを内容とする契約、②資金の貸付けまたは手形の割引を内容とする契約、または③為替取引を内容とする契約を締結することを媒介する業務である（金サ法11条2項）。

損害賠償資力を確保するとともに、所属金融機関が銀行代理業者等を適切に監督・教育することが期待されているのである。ところが所属制には、複数の金融機関に所属することによる負担の増大や、所属金融機関による銀行代理業者等の管理の実効性に対する疑問などの問題点が提起されていた。

分野横断的に様々な金融商品について販売仲介サービスを提供することが想定されている金融サービス仲介業制度の創設にあたっては、むしろ所属制のデメリットが問題視され、所属制は販売チャネルの拡大にとって弊害になる側面が多いという評価が下された。

2 金融サービス仲介業の意義と登録制

金融サービス仲介業とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務および貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいう（金サ法 11 条 1 項）⁵。金融サービス仲介業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない（同法 12 条）。単一の登録制が採用されており、複数の登録を要することなく、預金・保険・証券・貸金のどの分野でも金融商品・金融サービスを仲介できる。

なお、金融サービス仲介業者は、媒介だけが認められており、代理は認められない。業務の種別等を記載した登録申請書のほか（金サ法 13 条 1 項 4 号）、金融サービス仲介業務の内容・方法として内閣府令で定めるものを記載した書面を添付して登録を申請する（同条 2 項 3 号）。業務の種別は、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務および貸金業貸付媒介業務の 4 類型である（同法 11 条 1 項）。

3 所属制の不採用と代替措置：保証金または賠償責任保険

金融サービス仲介業制度は、所属制を採用しないこととした（Ⅲ 1 参照）。しかし所属制には、利用者に対する損害賠償資力の確保というメリットもある。そこで、利用者保護の観点から、保証金制度と賠償責任保険制度によって金融サービス仲介業者の財務的基盤を確保することとされた。

すなわち、金融サービス仲介業者は、保証金を供託しなければならず（金サ法 22 条 1 項）、その額は、1,000 万円に前年度の受領手数料等の 5 パーセントを加算した額である（同条 2 項、施行令 26 条）。保証金の額は金融サービス仲介業者の規模に連動すべきであるとして、受領手数料等の 5 パーセントを加算することとされた。

なお、保証金の供託に代わって、保証委託契約（金サ法 22 条 3 項）または金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の締結によることができる（同法 23 条）。

⁵ 金融サービス仲介業については、金融審議会決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ「報告」（2019 年 12 月 20 日）、岡田大＝荒井伴介「金融サービス仲介業の創設及び資金移動業に関する規制の整備等（金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律）」時の法令 2112 号（2020 年 12 月）35 頁以下、小田大輔編著『実務解説 金融サービス仲介業 100 問』（商事法務、2022 年）等参照。

4 業務範囲と取扱可能商品

金融サービス仲介業者が取り扱うことのできる金融商品・金融サービスについての基本的な考え方は、商品設計が複雑でないものや、日常生活に定着しているものなど、仲介にあたって高度な商品説明を要しないと考えられる金融商品・金融サービスに限って取扱いを認めることが適当であるというものである。金融サービス仲介業制度のメリットとして簡易・迅速にサービスを提供できる点がある。しかし、そのメリットの裏側として、特にインターネットを通じてサービスが提供される場合には、複雑でリスクの高い金融商品が安易に仲介され、十分に当該金融商品の特性を理解せず、またはそのような金融商品の購入が利益にならない顧客が購入し、結果として顧客が害されるおそれがある。

そこで、金融取引について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものは、金融サービス仲介業の取扱可能商品から除外されている⁶（金サ法 11 条 2 項各号かつこ書・3 項柱書かつこ書・4 項各号かつこ書・5 項かつこ書）。

5 行為規制

(1) 二層式の行為規制

仲介する金融サービスの種別にかかわらず必要と考えられる規制については、金融サービス仲介業者が、銀行・証券・保険・貸金のどの分野で仲介を行うかを問わず共通の行為規制が課されている。他方で、金融サービスの種別の特性に応じた規制については金融サービス仲介業者の事業内容に応じた行為規制が定められている。すなわち、金融サービス仲介業者の行為規制は、行為規制の共通化と仲介する金融機能の特性に照らした二層式の構造をもつ。

金融商品・サービス提供プロセスの一部のみに特化して、様々な業態・機能にまたがる商品・サービスを横断的に提供することで利用者ニーズに応えようとするビジネスを展開する場合には、できるだけ行為規制を共通化していくことが望ましい半面、提供される金融商品・サービスの特性に応じた規制も存在するという考え方に立つものである。

(2) 共通の行為規制

共通の行為規制として、次のものがある。

第 1 に、金融サービス仲介業者およびその役員・使用人は、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない（金サ法 24 条）⁷。金融サービス仲介業者は、金融機関から委託を受けたか、顧客から委託を受けたかを問わず、顧客に対して誠実公正義務を負うとされ、顧客の利益のために業務を遂行しなければならない。各業法・業態の枠を超えて類

⁶ この点について、国会において附帯決議がなされた。すなわち、衆議院財務金融委員会（2020 年 5 月 27 日）と参議院財政金融委員会（2020 年 6 月 4 日）において、金融商品へのアクセス向上などの利便性と顧客が負うリスクのバランスを十分に考慮して取扱い可能な金融商品・金融サービスの範囲を決定するものとし、さらに、国民の金融リテラシーおよび技術進展など環境の変化に応じて、取扱い可能な金融商品の範囲を段階的に拡大するための必要な措置を講じるものとする附帯決議がなされた。当初は、国民生活に馴染みのある金融商品から出発し、金融リテラシーや技術進展、金融サービス仲介業制度の定着状況など諸般の事情に鑑みながら、取扱可能商品の範囲を漸次拡大していくという方向性が示された。

⁷ 前掲注（1）参照。

似・代替する金融商品の比較が行われることによって、顧客の最善の利益に合致する金融商品・サービスが販売されることが期待される。

第2に、各種の情報提供義務がある。すなわち、金融サービス仲介業者は、商号・名称・氏名、住所、業務の種別などに加え、顧客が金融サービス仲介業者に支払う手数料の額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要を開示しなければならない（金サ法 25 条 1 項、金サ業府令 33 条 2 項 3 号）。さらに、顧客が契約を締結しようとしている相手方金融機関と当該金融サービス仲介業者の資本関係・人的関係・委託契約の有無の開示を要する（金サ法 25 条 1 項 6 号、金サ業府令 33 条 2 項 6 号）。これは、当該金融サービス仲介業者の中立性の有無およびその程度の判断に資する情報を顧客に提供するためである。さらに、顧客から求められた時に開示すべき事項として（金サ法 25 条 2 項）、業務の種別ごとに、当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の商号等、相手方金融機関から受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額の総額に占める顧客が締結しようとする金融サービス契約に係る相手方金融機関から受領した手数料等を合計した金額の割合がある（金サ業府令 34 条 1 号）。これも、当該金融サービス仲介業者が相手方金融機関とどのような関係にあるかを専ら利益相反の観点から顧客に情報提供する趣旨である。

第3に、金融サービス仲介業者は、その金融サービス仲介業務に係る重要な事項の顧客への説明、取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の措置を講じなければならない（金サ法 26 条）。金融サービス仲介業者が投資性の高い特定金融サービス契約の締結の媒介を行うに際しては、顧客の知識、経験、財産の状況および当該特定金融サービス契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明を要する（適合性原則）。本稿との関係では、顧客情報の適正取扱いのための措置がとりわけ重要である。

第4に、金融サービス仲介業に関して金融サービス仲介業者が顧客から金銭その他の財産の預託を受けること等は禁止される（金サ法 27 条）。仲介業務にとって顧客資産を預かる必要性は小さく、他方、顧客資産を預かることにより顧客に損害を与えるリスクが増加する。所属制を採用しなかったことも考慮し、金融サービス仲介業者が顧客資産の預託を受けることは原則として禁止される。

第5に、金融サービス仲介業者と相手方金融機関との間で、説明・情報提供義務をどのように役割分担するかを明確に定めた上で、それについて顧客に開示しなければならない（金サ法 25 条 1 項 6 号、金サ業府令 33 条 2 項 7 号）。金融機関が十分な説明を行えば、仲介業者による説明は不要である（金サ法 29 条、銀行法 52 条の 44 第 2 項、金サ業府令 49 条 3 項、金サ法 30 条、金サ業府令 56 条 1 項・2 項、金サ法 31 条、金サ業府令 95 条 2 項・102 条 2 項等）。いずれかの業者が説明を行えば足り、重複して説明する必要性はないし、そうすることが円滑な金融取引およびコスト低減に資するからである。しかし、顧客保護の観点から、金融機関と金融サービス仲介業者の間で説明や情報提供の役割分担が明確になっていることが重要であるとして、役割分担を定めた上で、金融サービス仲介業者に対し、仲介を行うにあたって、説明や情報提供に関して仲介業者が担う役割を顧客に明示する義務を課している。

第6に、指定紛争解決機関との契約締結義務が課される（金サ法28条）。

（3）仲介する金融機能の特性に照らした行為規制

仲介する金融機能の特性に応じた行為規制は、金融サービス仲介業者が行う業務の種別に応じて、それぞれ銀行法、保険業法、金融商品取引法（以下「金商法」という）または貸金業法の規制を準用する形で実現されている（金サ法29条～32条）。

たとえば、顧客への説明等・契約締結前交付書面の交付・契約締結時交付書面の交付等（銀行法52条の44、保険業法294条、金商法37条の3・37条の4）、禁止行為（銀行法52条の45、保険業法300条、金商法38条・38条の2・66条の14）、意向把握義務（保険業法294条の2）、損失補填の禁止（金商法39条）や適合性の原則（金商法40条）等である。

保険媒介業務については、それを行う役職員の届出（金サ法74条）、有価証券等仲介業務については、証券外務員の登録（同法75条～77条）が定められている。

IV 金融仲介サービス業者の情報の取扱いに係る規制

1 緒論

金融サービス仲介業者に対する顧客情報の取扱いに関連する規制を概観する。以下では、銀行（グループ）と金融サービス仲介業者が連携する場合を念頭に置いて（II参照）、顧客情報の授受および利用に直接または間接に関連する規制を概観する。始めに顧客情報が個人情報である場合に適用される個人情報保護法による規制を概観し（2）、次いで金サ法における金融サービス仲介業者による顧客情報の取扱いに関連する規制について述べる（3）。金サ法における顧客情報の取扱いに係る規制は、個人顧客情報のみならず法人顧客情報にも適用される包括的なものであり、規制の内容も登録規制から行為規制・組織上の義務まで多岐にわたる。

2 個人顧客情報の取扱いに係る一般的規制

（1）個人情報保護法令による行為規制

（イ）個人情報を規律する法令・ソフトロー

個人情報取扱事業者が個人情報保護法における個人情報に該当する顧客情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）のほか、ソフトローである「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報⁸・匿名加工情報編に

⁸ 仮名加工情報という概念は、2020年の個人情報保護法改正により導入された。「仮名加工情報」とは、個人情報を、次の2つの類型に応じて所定の措置を講じることによって、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう。第1は、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）個人情報の場合には、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除することである。第2は、個人識別符号が含まれる個人情報の場合には、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除することであるが、この措置を講じた上で、なお第1類型の個人情報に該当する場合には、さらに第1類型の加工を行う必要が

より構成される)が適用される。顧客情報の第三者提供および利用に適用される規制は、顧客情報が個人情報であるか法人情報であるかによって異なり得る。たとえば、顧客情報が個人情報や個人データなどに該当する場合には、個人情報保護法が全面的に適用されるのに対し、法人情報については個人情報保護法に相当するような一般的な規制法は存在しない。

(ロ) 個人情報・個人データ等の意義

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、(i)当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、または、(ii)個人識別符号が含まれるものと定義される(個人情報保護法2条1項)。

このほか、個人情報保護法には、次のような概念がある。個人識別符号とは、①指紋データや顔認識データなど個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって当該特定の個人を識別できるもの、または、②マイナンバー、パスポート番号、運転免許証番号や住民票コードなど個人に割り当てられた文字、番号、記号その他の符号であって特定の利用者・購入者または発行を受ける者を識別することができるものである(同法2条2項)。個人データは、個人情報データベース等を構成する個人情報と定義されている(同法16条3項)。個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合体であって、①電子計算機を用いて特定の個人情報を検索できるように体系的に構成したもの、または、②特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものとして政令で定めるものである(同条1項)。

個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないものである(同法2条7項)。いわゆるセンシティブ情報は、要配慮個人情報として、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報と定義されている(同条3項)。

以上の定義を踏まえ、個人情報保護法による顧客情報の利用および第三者提供に係る規制を概観する。

(ハ) 利用に係る規制

個人情報の利用について、個人情報保護法は、利用目的をできる限り特定することを求めた上で(個人情報保護法17条1項)、目的外利用や不適正な利用を禁止する(同法18条・19条)。利用目的の特定にあたっては、単に抽象的、一般的に利用目的を特定するのではなく、個人情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましいとされる⁹。本人から得た情報に基づき当該本人の行動や関心等の情報を分析する場合には、どのような取扱いがなされているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しな

ある(個人情報保護法2条5項)。他の情報と照合することによって特定の個人を識別できる程度の加工も含まれ、また、個人情報を復元できない状態にすることまで要求されていない点において、2015年の個人情報保護法改正により導入された匿名加工情報と異なる。

⁹ 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(2016年11月(2022年9月一部改正))31頁。

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220908_guidelines01.pdf)。

なければならない¹⁰。特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、原則として本人の同意を得なければならない（同法 18 条 2 項・3 項）。個人情報の取得の方法については、個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならず（同法 20 条 1 項）、要配慮情報の取得には原則として本人の同意を必要とする（同条 2 項）。同意の取得については、（2）参照。

（二）法的救済方法

2020 年個人情報保護法改正により、個人データの第三者提供の停止を請求できる場合が拡大された。すなわち、差止事由に、①当該個人情報取扱事業者が当該個人データを利用する必要がなくなった場合、②当該個人データについてその漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じた場合、および③その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合が追加された（個人情報保護法 35 条 5 項）¹¹。個人情報取扱事業者に法令違反がなくても、第三者提供の停止を請求する権利が創設された点が注目される。とりわけ実務にとって重要と思われるのは、「当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」に、個人情報取扱事業者等に対して保有個人データの第三者提供の停止を請求できるものとされた点である。この場合には、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、個人情報取扱事業者は、当該個人データの第三者提供を停止しなければならない（同条 6 項）。

（2）同意の取得とソフトローによる上乘せ規制

通則ガイドラインは、個人データの第三者提供に係る本人の同意について、次のように定める。第 1 に、同意取得にあたっては、事業の規模および性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質および量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。第 2 に、同意の取得は、事業の性質および個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。第 3 に、個別の事案ごとに判断する必要があるが、黙示の同意が認められる場合もあり、また、同意取得時の具体的な態様等によるものの包括的な同意が許容されることもある。2021 年の通則ガイドライン改正により、利用目的について、個人情報がどのように取り扱われているかを本人が予測・想定できる程度に特定しなければならないものとされた。本人の同意により、個人情報取扱事業者は、個人情報を第三者に提供できるが、同意の取得の方法や同意取得の態様、合理的に同意できる前提になる情報提供のあり方などが議論されている。

金融分野に特化した「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という）」は、金融分野の個人情報の性質や利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して特に厳格な措置が求められる事項等を定める。金融分野ガイドラインは、

¹⁰ 個人情報保護ガイドライン（通則編）・前掲注（9）32 頁。

¹¹ なお、個人情報取扱事業者に対し、第三者提供の停止請求の訴えを提起しようとするときは、被告となるべき者に対しあらかじめ請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、訴えを提起することはできない（個人情報保護法 39 条 1 項）。

金融分野における個人情報取扱事業者に対して、次のような上乗せ規制を課している。すなわち原則として、書面により同意を得ることとし、当該書面の記載を通じて、①個人データの提供先の第三者、②提供先の第三者における利用目的、および③第三者に提供される個人データの項目を本人に認識させた上で同意を得るものとする¹²。

3 金サ法上の顧客情報の取扱いに係る規制

(1) 公正誠実義務

金融サービス仲介業者およびその役員・使用人は、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない（金サ法 24 条）。金融サービス仲介業者は、相手方金融機関から委託を受けたか、顧客から委託を受けたかを問わず、顧客に対して誠実公正義務を負うとされ、顧客の利益のために業務を遂行しなければならない。公正誠実義務はプログラム規定であると指摘されることもあるが、プリンシプル・ベースであるものの顧客の最善の利益を考慮しつつ業務を遂行する行為規範へと発展しつつある¹³。とくに、利益相反のコントロールが重要である。金融サービス仲介業者の業務に係る顧客情報の取扱いについて公正誠実義務が適用されることは否定しがたいであろう。

(2) 顧客情報の適正取扱義務

金融サービス仲介業者は、取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の措置を講じなければならない（金サ法 26 条）。金融サービス仲介業者には、顧客情報の適正取扱いのための措置を講じるべき組織上の義務が課されている。顧客情報には、個人顧客情報はもちろん法人顧客情報も含まれる（個人情報保護法上の要請については、IV 2 参照）。

金サ業監督指針は、顧客情報と法人関係情報¹⁴をあわせて「顧客等に関する情報」と定義した上で、顧客等に関する情報管理の適切性を確保するための組織体制の確立、社内規程の策定等、内部管理態勢を整備し、具体的な取扱基準を定めた上で研修等により役職員の周知徹底を図ること、アクセス管理の徹底、内部関係者による持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御など情報管理システムの堅牢化を含め情報管理状況を適時・適切に検証できること、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置等を講じることを求めている¹⁵。

¹² 個人情報保護法は、個人データを第三者に提供する際に同意が必要なとき、どのような形式や方法で同意を取得すべきかについて規定していないのに対し、オプトアウト方式については詳細な要件を認めている。オプトアウト方式とは、個人情報取扱事業者が、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしている場合であって、所定の事項について、個人情報保護委員会規則に則って、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、本人の求めがあるまでは同意の取得を要しないというものである（個人情報保護法 27 条 2 項）。要配慮個人情報、個人情報保護法 20 条 1 項に違反して不正の手段により取得された個人データおよび他の個人情報取扱事業者からオプトアウト規定によって提供された個人データについてオプトアウト方式の利用が禁止されるなど（同条 2 項ただし書）、オプトアウト方式の利用手続等は厳格化する傾向にある。

¹³ 前掲注 (1) 参照。

¹⁴ 法人関係情報とそれに係る規制については、IV 3 (3) (ホ) 参照。

¹⁵ 金サ業監督指針Ⅲ-2-2 (1) ①~⑧参照。

(3) 情報管理体制の整備

(イ) 返済能力情報の目的外利用の禁止

金サ法は、金融サービス仲介業者に対し、信用情報機関から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関する情報を、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じる義務を課している（金サ業府令 37 条）。金融サービス仲介業者は、信用情報機関から提供された個人信用情報を返済能力の調査目的以外の目的で利用することがないように措置を講じなければならない¹⁶。

(ロ) 特別の非公開情報の目的外利用の禁止

金サ法は、金融サービス仲介業者に対し、取り扱う個人顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じる義務を課している（金サ業府令 38 条）¹⁷。

(ハ) 預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者

(i) 金融サービス仲介業者が預金等媒介業務を行う場合

本稿の想定する銀行と金融サービス仲介業者の連携のタイプである A タイプと B タイプはいずれも¹⁸、金融サービス仲介業者が預金等媒介業務を行うことを前提にしている。金融サービス仲介業者が預金等媒介業務を行うときは、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく非公開金融情報または非公開情報を次の業務に利用することがないように確保するための措置を講じなければならない¹⁹（金サ法 29 条、準用銀行法

¹⁶ 信用情報機関から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、金サ法における非公開金融情報・非公開保険情報・非公開情報の定義から除外されており、本文に述べた目的外利用の禁止等の厳格な規制に服する。個人情報保護法による個人情報の利用目的に係る規制については、2（1）（ハ）参照。

¹⁷ 個人顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報は、金サ法における非公開金融情報・非公開保険情報・非公開情報の定義から除外されており、本文に述べた目的外利用の禁止等の厳格な規制に服する。たとえば、特別の非公開情報は、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」のための利用は認められるものの、目的による厳格な制限が課されている。個人情報保護法による個人情報の利用目的に係る規制については、2（1）（ハ）参照。

¹⁸ A タイプと B タイプについては、II 参照。

¹⁹ 金融機関代理業を営む金融商品取引業者またはその役員・使用人についても、預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者とパラレルの規制が課されている。すなわち、金融商品取引業およびこれに付随する業務以外の業務を行う場合には、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を金融機関代理業務に従事する役員・使用人から受領し、または金融機関代理業務に従事する役員・使用人に提供することは、事前に当該顧客の書面または電磁的記録による同意を得ている場合を除き、原則として禁止される（金商法 44 条の 2 第 1 項 3 号、金商業等府令 149 条 2 号）。金融商品取引業または金融商品仲介業務を実施するとともに、融資業務または金融機関代理業務を併せて実施している組織については、前者の業務を統括する役員・使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を自ら取得し、または融資業務・金融機関代理業務に従事する役員・使用人から受領して、当該有価証券に係る金融商品取引業に該当する行為の勧誘を行っている状況が禁止行為とされている（金商法 40 条 2 号、金商業等府令 123 条 1 項 19 号）。また、登録金融機関が登録金融機関業務以外の業務を行う場合には、金融商品仲介業務に従事する役員・使用人が、発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務・金融機関代理業務に従事する役員・使用人から受領し、

52条の45第5号)。問題視されている行為は、第1に、当該預金等媒介業務において取り扱う顧客に関する非公開金融情報を預金等媒介業務に係る業務以外の業務すなわち兼業業務に利用することである(金サ業府令55条7号イ)。非公開金融情報とは、当該金融サービス仲介業者の役員・使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引または資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引または資産に関する公表されていない情報であって、個人顧客の返済能力を調査するために信用情報機関から取得した情報または信条等の特別の非公開情報のいずれにも該当しない情報である。なお、保険媒介業務と保険募集業務に非公開金融情報を利用することはこの規定によっては禁止されていないけれども、これらの行為は別途規制されている(3(3)(ハ)(ii)参照)。

第2は、当該兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報を預金等媒介業務に係る業務に利用することである(金サ業府令55条7号ロ)。非公開情報とは、その兼業業務上知り得た公表されていない情報であって、個人顧客の返済能力を調査するために信用情報機関から取得した情報または信条等の特別の非公開情報のいずれにも該当しない情報と定義されている。ここでも保険媒介業務と保険募集業務において取り扱う非公開情報を預金等媒介業務に利用することはこの規定によっては禁止されていないけれども、これらの行為は別途規制されている(3(3)(ハ)(ii)参照)。

第3は、当該兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報を相手方金融機関に提供することである(金サ業府令55条7号ハ)²⁰。複数の金融機関から金融サービス仲介業務を受託している場合には、1つの金融機関のための金融サービス仲介業務で得た顧客情報が顧客の同意なくその他の金融機関のための金融サービス仲介業務に流用されないように、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する社内規則の制定および研修等社員教育の徹底等の顧客情報管理態勢の整備が求められる²¹。

上記第1から第3までのいずれの場合においても、事前に書面その他の適切な方法により顧客の同意を得た場合には、非公開金融情報または非公開情報の利用が認められる。特別

または融資業務・金融機関代理業務に従事する役員・使用人に提供する行為は、事前に顧客の書面または電磁的記録による同意がある場合を除き、原則として禁止される(金商法44条の2第2項3号、金商業等府令150条5号)。

なお、銀行代理業者と電子決済等代行業者についても、本文第1～第3に述べた禁止とパラレルの規制が課されている。すなわち、①当該業務において取り扱う顧客に関する非公開金融情報が兼業業務に利用されないこと、②兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、当該業務またはその付随業務に利用されないこと、③兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、所属銀行に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない(銀行法施行規則34条の48第1項～3項、同規則34条の63の19第1項～3項)。

²⁰ 後述するように、金融サービス仲介業者が取得した顧客の財産に関する特別な情報を相手方金融機関に提供し、または当該相手方金融機関から取得した顧客の財産に関する情報その他の特別な情報を利用して有価証券の売買その他の取引を勧誘することは、原則として禁止されているが、緩やかなタイプの例外が認められている(金サ業府令118条9号)。なお、金融商品取引業者等が金融サービス仲介業者に委託している場合には、金融商品取引業者等は、当該金融サービス仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘してはならないものとされている(金商業等府令123条1項18号)。

²¹ 金サ業監督指針Ⅲ-2-2(1)⑥。

の非公開情報等²²を除く顧客情報の保護の観点からの規制であるため、顧客の事前かつ書面の同意に基づいてこれらの情報を利用することに支障はないと考えられるからである²³。

預金等媒介業務で得た情報を兼業業務で利用することがないような措置としては、たとえば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する社内規則の制定や研修等社員教育の徹底等が挙げられる²⁴。

(ii) 預金等媒介業務と保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者

A タイプまたは B タイプにおいて預金等媒介業務を営む金融サービス仲介業者が保険媒介業務を併営する場合には、当該金融サービス仲介業者は、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく非公開金融情報または非公開保険情報を次の業務に利用することがないように確保するための措置を講じなければならない。非公開金融情報とは、当該金融サービス仲介業者の役員・使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引または資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引または資産に関する公表されていない情報であって、個人顧客の返済能力を調査するために信用情報機関から取得した情報または人種・信条等の特別の非公開情報のいずれにも該当しない情報と定義されている。非公開保険情報とは、当該金融サービス仲介業者の役員・使用人が職務上知り得た顧客の生活、身体または財産その他の事項に関する公表されていない情報で保険媒介業務のために必要なものであって、個人顧客の返済能力を調査するために信用情報機関から取得した情報または信条等の特別の非公開情報のいずれにも該当しない情報である²⁵。保険契約に関しては、生活や身体に関する情報などの機微情報が含まれる可能性が高いことから、非公開保険情報という概念を創設し、それを保険媒介業務以外の業務のために利用することを禁じている²⁶。問題視されている行為は、第1に、当該預金等媒介業務において取り扱う顧客に関する非公開金融情報を保険媒介業務に係る業務に利用することである（金サ業府令62条1項15号イ）。

第2は、当該保険媒介業務に係る業務において取り扱う顧客に関する非公開保険情報を預金媒介業務に利用することである（金サ業府令62条1項15号ロ）。

保険契約に関しては、高度の機微情報が含まれる可能性が高いことから、非公開保険情報という概念を創設し、それを対象とする規制を設けたものである²⁷。しかし、特別の非公開

²² 特別の非公開情報等については、IV（3）（イ）および（ロ）参照。

²³ 本文に述べた金サ業府令55条各号の行為は、特定預金等契約の締結の媒介を行う金融サービス仲介業者にも準用される（金サ法31条2項、準用金商法38条9号、金サ業府令110条1号）。

²⁴ 金サ業監督指針V-1-2-3（3）①。

²⁵ 個人顧客の返済能力を調査するために信用情報機関から取得した情報と人種・信条等の特別の非公開情報以外の情報が非公開金融情報および非公開保険情報の定義から除外されているのは、それぞれについて、別途、情報の取扱いに関する規制がなされているためである（金サ業府令37条・38条参照）。前掲注（22）参照。

²⁶ なお、顧客の属性に関する情報である氏名、住所、電話番号、性別、生年月日および職業は、個人情報には該当するが、非公開金融情報や非公開情報には該当しない（金サ業監督指針V-1-2-3（3）②参照）。

²⁷ 保険業法は、銀行が預金・為替・貸出等の銀行取引を通じて得た顧客の非公開金融情報を保険募集に利用し、または、保険募集の際に得た顧客の非公開保険情報を銀行取引に利用す

情報等²⁸とは異なり、事前かつ書面による顧客の同意があれば、非公開金融情報や非公開保険情報を利用することができる。顧客情報の要保護性および当該情報利用の必要性・有益性に着目し、グラデーションのある規制体系が構築されている。

(二) 銀行が保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者である場合

銀行が金融サービス仲介業を併営して保険媒介業務を行う場合には、以下の規定が適用される。銀行本体が金融サービス仲介業者でもある A タイプにおいて、当該銀行が金融サービス仲介業者として預金等媒介業務と保険媒介業務を併せ営む場合には、以下に述べる規制が適用されることになる。

銀行等による保険募集については、必要な弊害防止措置を講じた上で段階的に解禁され、2007 年 12 月以降、全ての保険商品について募集が認められている。金サ法は、保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者として登録を受けた銀行その他政令で定める者に対し保険媒介業務を行うことを認めており、そのような保険媒介は保険募集に該当しないものとみなされる（金サ法 17 条 1 項・3 項）。もっとも、銀行である金融サービス仲介業者が行うことのできる保険媒介は、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限られており、金サ業府令では、当該銀行等とその役員・使用人が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく以下に述べるような情報利用を行わないことを確保するための措置を講じることが求められている²⁹（金サ業府令 20 条 1 項・2 項 1 号）。

問題視される行為の第 1 は、保険媒介業務以外の業務において取り扱う顧客に関する非公開金融情報を保険媒介業務に係る業務に利用することである（金サ業府令 20 条 2 項 1 号イ）。ただし、顧客が銀行等保険媒介制限先に該当するかどうかを確認するために非公開金融情報を利用することは許される。銀行等は、原則として、報酬を得て、事業必要資金の貸付け等を行っている顧客（従業員数 50 人以下の小規模事業者についてはその従業員等を含む）を保険契約者または被保険者とする保険契約の締結を媒介してはならない（保険業法施行規則 212 条 2 項第 1 号、保険監督指針Ⅱ-4-2-6-2）。しかし例外的に、当該銀行等が協同組織金融機関である場合には、当該銀行等が事業必要資金の貸付け等を行っているその会員または組合員を保険契約者または被保険者とする保険契約の締結の媒介を手数料その他の報酬を得て行うことが認められている（同条 3 項 1 号）。協同組織金融機関の会員または組合員に該当しない者すなわち銀行等保険媒介制限先（同条 3 項 1 号参照）に該当するかどうかを調査する目的で利用する場合には、保険媒介業務以外の業務において取り扱う顧客の非公開金融情報を保険媒介業務に利用することは認められる。

ることを原則として禁止しており、そのためには当該顧客の書面による事前同意を得る必要がある（保険業法施行規則第 212 条 2 項 1 号、保険監督指針Ⅱ-4-2-6-2）。本文に述べた金融サービス仲介業者の規制も保険業法の規制と平行であると言えよう。

²⁸ 前掲注 (22) 参照。

²⁹ 非公開金融情報を保険媒介業務に係る業務に利用する場合の顧客の同意取得については、金サ業監督指針が、同意の有効期間、撤回方法、当該情報を利用する業務における方式（対面、郵便等の別）、利用する情報の範囲を顧客に具体的に明示すること、および、同意を対面、郵便、電話、インターネット等のいずれで取得するかに応じてどのような方法をとるべきかについて詳細に定めている（金サ業監督指針Ⅵ-1-1-3-1）。

第2は、保険媒介業務に係る業務において取り扱う顧客に関する非公開保険情報を資金の貸付けその他の保険媒介業務に係る業務以外の業務に利用することである（金サ業府令20条2項1号ロ）。保険媒介業務に基づいて知った非公開保険情報を当該業務以外の兼業業務に利用することは一般的に禁止されているのである。

問題視される行為の対象となる顧客情報は、第1の場合には非公開金融情報、第2の場合には非公開保険情報である（非公開金融情報と非公開保険情報の意義については、3（3）ハ（ii）参照）。

銀行等が金融サービス仲介業者として保険媒介業務を営む場合には、基本的に保険媒介業務とそれ以外の種別の金融サービス仲介業務および兼業業務³⁰との間に情報障壁を設けるなどして顧客の非公開金融情報や非公開保険情報を適切にコントロールすることになる（金サ業府令20条2項1号）。もっとも、情報障壁を設けていても、銀行等において貸付業務に従事する者が保険媒介業務にも従事する兼職者であるならば、人の頭の中に障壁を設けることはできないので情報のコントロールは実質的には困難になるおそれがある。そこで、銀行業務において貸付業務に関して顧客と応接する業務を行う使用人が保険媒介業務に従事しないことを確保するための措置を講じることが求められている（金サ業府令20条3項3号）³¹。典型的には保険媒介業務と兼業業務の兼職を禁止する等の措置が講じられることになる。

なお、以上の規制は、銀行等が金融サービス仲介業者として保険媒介業務を行う場合に適用されるものであるため、Bタイプにおける金融サービス仲介業者には適用されない。

（ホ）有価証券等媒介業務を営む場合：法人関係情報管理体制整備義務

金融サービス仲介業者が有価証券等媒介業務を営む場合には、特定金融サービス契約に係る金融サービス仲介業務を行うときは、金融商品取引法40条の規定が準用される（金サ法31条2項）。特定金融サービス契約とは、銀行法52条の44第2項に規定する特定預金等契約、保険業法300条の2に規定する特定保険契約、有価証券の売買契約、有価証券の売買契約・市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引に係る契約、有価証券を取得することを内容とする契約または投資顧問契約・投資一任契約をいうと定義されており（同条同項かつ書き）、投資性を有する契約が広くカバーされている。金商法40条2号は、「業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること」を禁じており、内閣府令では、金融サービス仲介業者が取り扱う法人関係情報に関する管理または顧客の有価証券の売買その他の取引に関する管理について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない状況を生じさせてはならないものとされている（金サ業府令118条3号）。AタイプもBタイプも金融サービス仲介業者が預金等媒介業務

³⁰ 兼業業務の意義については、個々の条文で定義されていることもあるが、基本的に、「金融サービス仲介業務及び金融サービス仲介業務に付随する業務以外の業務」を指す（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令12条4号）。

³¹ 例外的に、特例地域金融機関である場合には、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置を講じていることをもって足りることとされている（金サ業府令20条3項3号ただし書き。なお、特例地域金融機関の定義については、同条4項参照）。

を行うことを前提としているが、それに加えて有価証券等媒介業務を行う場合に適用されることになる。

法人関係情報とは、金商法 163 条 1 項に規定する上場会社等の運営、業務または財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの、ならびに同法 27 条の 2 第 1 項に規定する公開買付け等の実施または中止の決定に係る公表されていない情報と定義されている（金サ業府令 118 条 3 号）。法人関係情報は、内部者取引規制の対象である重要事実や公開買付事実の範囲とほぼ共通しているが、軽微基準がないなど重要事実・公開買付事実より広範である。法人関係情報の管理に係る上述した規制は、内部者取引および重要事実の伝達等を規制する金商法の規定に違反することがないように必要かつ適切な措置を講じることを求めるものであり、法人関係情報に係る不公正な取引または行為を未然に防止するための規制であると位置付けられる。なお、法人関係情報が非公開融資等情報に該当する場合には、その取得や利用等の禁止に係る規制にも従う必要がある³²（3（5）（ロ）参照）。

さらに金サ業府令は、上述した法人関係情報自体の管理に加え、「顧客の有価証券の売買その他の取引に関する管理」についても、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るための必要かつ適切な措置を講じることを求めている（同府令 118 条 3 号）³³。

（４） 優越的地位の濫用と情報

（イ） 預金等媒介業務に係る登録拒否事由

預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者が他に事業を行うことにより当該業務を適正かつ確実に行うことについて支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める事項に該当する場合には、登録は拒否される（金サ法 15 条 4 号）。預金等媒介業務を営む金融サービス仲介業者の主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証また

³² 有価証券関連業務を行う第一種金融商品取引業者・登録金融機関である銀行またはこれらの役員・使用人は、有価証券の売買その他の取引・有価証券に係るデリバティブ取引またはこれらの媒介・取次ぎ・代理について、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘してはならない（金商法 38 条 9 号、金商業等府令 117 条 1 項 14 号）。また、法人関係情報が公表される前に有価証券の売買等をさせることにより顧客に利益を得させ、または当該顧客の損失の発生を回避させる目的をもって当該顧客に対して当該売買等をするを勧めて勧誘することも禁止される（金商法 38 条 9 号、金商業等府令 117 条 1 項 14 号の 2）。法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等をするのも禁止される（金商法 38 条 9 号、金商業等府令 117 条 1 項 16 号）。なお、法人関係情報に基づく自己売買の禁止については、登録金融機関である銀行とその役員・使用人は、2022 年の内閣府令改正によって新たに規制対象に追加された。

これに対し、金融サービス仲介業者に対しては、金融商品取引業者等に課されている上述した法人関係情報自体に着目した規制は課されていない。しかし、有価証券等仲介業務を営む金融サービス仲介業者が、それ以外の業務を行う場合には、当該業務により知り得た法人関係情報に相当する情報すなわち有価証券発行者の運営、業務または財産に関する公表されていない情報であって有価証券等仲介業務に係る顧客の投資判断に影響を及ぼす情報を利用して勧誘することは禁止されている（金サ法 31 条 1 項、準用金商法 66 条の 14 第 1 号ホ）。有価証券等仲介業務を営む金融サービス仲介業者に対しても、金融商品仲介業者とパラレルの規制がなされていると言えよう。

³³ 金融商品取引業者等すなわち金融商品取引業者と登録金融機関に課されている金商法上の組織上の義務（金商業等府令 123 条 1 項 5 号）と同様である。

は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外であるときは、兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、預金等媒介業務に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められる場合が「媒介業務を適正かつ確実に行うことについて支障を及ぼすおそれがある」場合として定められている（金サ業府令 16 条 1 項 1 号ロ）³⁴。B タイプの場合には、金融サービス仲介業者が非金融事業を営んでいるという前提に立っているため、金融サービス仲介業者の主たる兼業業務の内容が資金の貸付け等以外の業務であるため、この規定に基づく登録拒否が問題になり得る。

優越的地位の濫用とは、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることである。そのような優越的地位の濫用により、自由かつ自主的な判断による取引が阻害されるとともに、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利になる一方、行為者はその競争者との関係において競争上有利になり、公正な競争が阻害されるおそれがある。そこで私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占法」という）は、優越的地位の濫用を規制している³⁵。公正取引委員会の解説によれば、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」の要件については、市場支配的な地位またはそれに準ずる絶対的に優越した地位である必要はなく、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位であれば足りるとされる³⁶。次に、「正常な商慣習に照らして不当に」という要件については、公正な競争秩序の維持・促進の観点から個別事案ごとに判断され、「正常な商慣習」とは公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認されるものをいうとされる³⁷。

登録審査にあたっては、公正取引委員会が公表した「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」が参考にされる³⁸。預金等媒介業務に関する

³⁴ 金サ業府令 16 条は、金サ法 15 条 4 号が規定する「預金等媒介業務を行う場合にあつては、他に事業を行うことにより預金等媒介業務を適正かつ確実に行うことについて支障を及ぼすおそれがある」行為を定める。

³⁵ 優越的地位の濫用は、従来主として事業者間で問題にされてきた。しかし、事業者と消費者との取引においても、優越的地位の濫用が問題になり得る。基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものであるが、事業者と消費者との取引においては、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」（消費者契約法 1 条）が存在しており、消費者は事業者との取引において取引条件が一方的に不利になりやすい。自己の取引上の地位が取引の相手方である消費者に優越している企業が、取引の相手方である消費者に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該取引の相手方である消費者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する一方、当該企業はその競争者との関係において競争上有利になるおそれがある。このような行為は、公正な競争を阻害するおそれがあることから、不公正な取引方法の一つである優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制されている。消費者に対して、自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることにより削減した費用または得た利益を、当該取引に係る事業または他の事業に投入することにより、競争者との関係において、競争上有利になるおそれがあるからである。

³⁶ 公正取引委員会「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（2010 年 11 月 30 日、2017 年 6 月 16 日改正）」4 頁。

³⁷ 公正取引委員会・前掲注（36）7 頁。

³⁸ 金サ業監督指針 V—2—3—2（4）。公正取引委員会「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について（平成 16 年 12 月 1 日、最終改正平成

優越的地位の濫用とされる場合として、監督指針では、たとえば顧客に対し、預金等媒介業務として媒介する預金の受入れを内容とする契約の締結に応じないときは兼業業務に係る取引を取りやめる旨または兼業業務に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、預金の受入れを内容とする契約を締結することを事実上余儀なくさせる場合が例示されている³⁹。

(ロ) 禁止行為

預金等媒介業務を営む金融サービス仲介業者が、顧客に対し、預金等媒介業務に係る業務以外の兼業業務における「取引上の優越的地位を不当に利用して、預金等媒介業務に係る取引の条件又は実施について不利益を与える」ことを禁じている（金サ業府令 55 条 5 号）。この禁止規定は、預金等媒介業務に係る業務以外の業務が一般的に広く兼業業務と定義されており、BタイプのみならずAタイプにおいて金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務以外のすべての業務について、適用される。

(ハ) 小括

兼業業務に基づく取引上の優越的地位は、当該顧客と金融サービス仲介業者の預金等媒介業務以外の取引関係に基づいて生じるものである。預金の受入れを内容とする契約の締結を事実上強制する前述した例は、預金等媒介業務を営む部門と兼業業務部門における当該顧客との取引関係に係る情報の授受に基づいて優越的地位が濫用されたものと考えられる。兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報を預金等媒介業務に係る業務に利用することは原則として禁止されるが（金サ業府令 55 条 7 号ロ）、そのような規制には優越的地位の濫用を未然に防止する効果があると考えられる。金融サービス仲介業者と兼業業務との間の情報伝達に係る規制は、優越的地位の濫用規制に対する事前予防的な規制として機能し得るのである。しかし、他方でそのような情報授受規制が顧客情報の有益な利用を阻害し、金融サービス仲介業と銀行業を併営するメリットを削ぐ可能性があることに留意すべきであろう。そのため、事前に書面その他の適切な方法により顧客の同意を得た場合には、特に要保護性の高い特別な非公開情報を除き、非公開金融情報または非公開情報の利用が認められている。

(5) 有価証券等仲介業務を営む金融サービス仲介業者の禁止行為

(イ) 発行者の非公開情報・特別な情報

有価証券等仲介業務を営む金融サービス仲介業者が、それ以外の業務を行う場合には、当該業務により知り得た有価証券発行者の運営、業務または財産に関する公表されていない情報であって金融商品仲介業務に係る顧客の投資判断に影響を及ぼす情報を利用して勧誘してはならない（金サ法 31 条、準用金商法 66 条の 14 第 1 号ホ）。発行者の非公開情報の定義は、前述した法人関係情報と同様であるが（IV（3）（ハ）（i）参照）、金サ業府令 118 条 3 号は法人関係情報を用いた内部者取引等の不公正取引の防止を目的として所定の措置を講じることを求めているのに対し、本条は、発行者の非公開情報を用いた有価証券の取得等の勧誘を禁止するものであり、規制の目的は一致しない。

23 年 6 月 23 日) 参照

(<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kinyukikan.html>)。

³⁹ 金サ業監督指針V—1—1（1）。

また、有価証券等仲介業により知り得た金融サービス仲介業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他特別の情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行ってはならない（金サ法 31 条、準用金商法 66 条の 14 第 2 号）。このような取引は、利益相反的な行為であるとともに、仲介業者としての金融サービス仲介業者の公正性を害し、市場に対し悪影響を及ぼし得る行為であると解される。

(ロ) 非公開融資等情報

預金等媒介業務などの金融機関代理業務を営む金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務を行う場合には、当該金融サービス仲介業者またはその役員・使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を金融機関代理業務に従事する金融サービス仲介業者またはその役員・使用人から受領し、またはそれらの者に提供する行為が禁止される（金サ業府令 111 条 1 項 24 号）。金融機関代理業とは、預金等媒介業務または銀行代理業などを指し、金融機関代理業務とは、金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付けまたは手形の割引を内容とする契約の締結の代理・媒介に係る業務をいう（同条同項同号）⁴⁰。

非公開融資等情報は、次のいずれかに該当する情報をいう。第 1 は、金融機関代理業に従事する金融サービス仲介業者またはその役員・使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であって有価証券等仲介業務に従事する金融サービス仲介業者またはその役員・使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められる情報である。そのような非公開融資等情報を、金融機関代理業務に従事する金融サービス仲介業者またはその役員・使用人から受領することは禁止される（金サ業府令 111 条 1 項 24 号）。第 2 は、有価証券等仲介業務に従事する金融サービス仲介業者またはその役員・使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報であって当該有価証券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められる情報である。有価証券等仲介業務に従事する金融サービス仲介業者またはその役員・使用人は、このような非公開融資等情報を金融機関代理業務に従事する金融サービス仲介業者もしくはその役員・使用人に提供してはならない（同条同項同号）。

もっとも、次の (a) ～(d) の場合には、非公開融資等情報の授受の禁止が解除される（金サ業府令 111 条 1 項 24 号イ～ニ）。(a) 非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面または電磁的記録による同意を得て提供する場合。(b) 有価証券等仲介業務に係る法令を遵守するために、金融機関代理業務に従事する金融サービス仲介業者またはその役員・使用人から非公開融資等情報を受領する必要があると認められる場合。(c) 有価証券等仲介業務と金融機関代理業務を併せて実施する組織の業務を統括する金融サービス仲介業者またはその役員・使用人に非公開融資等情報を提供する場合。および(d) 顧客が、①上場会社等およびその子会社等、②株式を上場しようとする株式会社およびその子会社等、③有価証券報告書提出会社およびその子会社等、ならびに④適格機関投資家およびその子会社等であるときは、当該顧客の求めに応じて有価証券等仲介業務に従事する金融サービス仲介業者もしくはその役員・使用人または金融機関代理業務に従事する金融サービス仲介業者も

⁴⁰ 再編強化法代理業務のうち事業のための資金の貸付けまたは手形の割引を内容とする契約の締結の代理・媒介に係る業務を含む（金サ業府令 111 条 1 項 24 号）。

しくはその役員・使用人への当該非公開融資等情報の提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いている場合には、その求めがあるまでの間は当該情報を授受できる。

また、有価証券等仲介業務を営む金融サービス仲介業者が金融機関代理業を行う場合には、金融機関代理業務に従事する金融サービス仲介業者またはその役員・使用人が、職務上知り得た公表されていない情報であって有価証券の投資判断に影響を及ぼすと認められる情報に基づいて、有価証券の売買その他の取引、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引をすることも禁止されている（金サ業府令 111 条 1 項 25 号）。

なお、有価証券等仲介業務と金融機関代理業務を併営する組織の業務を統括する金融サービス仲介業者またはその役員・使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を自ら取得し、または金融機関代理業務に従事する金融サービス仲介業者もしくはその役員・使用人から受領して、当該有価証券に係る有価証券仲介業務を行ってはならない（準用金商法 40 条 2 項、金サ業府令 118 条 7 号）。そのような行為は、業務の運営の状況が公益に反し、または投資者の保護に支障を生じるおそれがあるものとして禁止されている。なお、この禁止は、有価証券等仲介業務を実施する組織の業務を統括する金融サービス仲介業者またはその役員・使用人が、有価証券等仲介業務に従事する金融サービス仲介業者またはその役員・使用人に当該顧客の非公開融資等情報を提供することにも及ぶ。

前述したように、非公開融資等情報については⁴¹、法人関係情報には該当しない限り、事前にその顧客の書面による同意を得たときに加え、当該金融サービス仲介業者が上記①～④の顧客の求めに応じて当該非公開融資等情報の提供を停止することとしており、その旨についてあらかじめ当該顧客が容易に知り得る状態においている場合には、停止の求めがあるときまでは当該情報を提供することができるオプトアウト方式が採用されている（同府令同条同号）。

(ハ) 「特別な情報」・「特別の情報」の授受等の禁止

(i) 相手方金融機関との「特別な情報」の授受等

有価証券等媒介業務を営む金融サービス仲介業者であって、特定金融サービス契約に係る金融サービス仲介業務を行う場合には、金融商品取引法 40 条の規定が準用される（金サ法 31 条 2 項）。有価証券等媒介業務を行う金融サービス仲介業者が取得した顧客の財産に関する情報その他の「特別な情報」を、相手方金融機関に提供し、または、当該相手方金融機関から顧客の財産に関する情報その他の「特別な情報」を取得し、それを利用して有価証券その他の取引を勧誘してはならない（準用金商法 40 条 2 号、金サ業府令 118 条 9 号）。ただし、顧客から事前に書面もしくは電磁的記録による同意を得ている場合、または、相手方金融機関が当該顧客の同意を得て当該金融サービス仲介業者に提供した場合には、この禁止は解除される。

なお、次の情報は「特別な情報」には該当しないものとされ、上述した禁止の対象にならない。第 1 は、当該金融サービス仲介業者の有価証券媒介行為に係る情報である。第 2 は、当該金融サービス仲介業者が有価証券媒介業務に係る法令遵守のために提供する必要があると認める情報である。第 3 は、当該金融サービス仲介業者と当該相手方金融機関の間に親

⁴¹ 法人関係情報については、本稿 IV 3 (3) (ホ) 参照。

法人等または子法人等の関係がある場合における外国法人顧客に係る情報である。第4に、当該金融サービス仲介業者と当該相手方金融機関の間に親法人等または子法人等の関係がある場合において、顧客が、①上場会社等およびその子会社等、②株式を上場しようとする株式会社およびその子会社等、③有価証券報告書提出会社およびその子会社等、ならびに④適格機関投資家およびその子会社等であるときは、当該顧客の求めに応じて当該「特別な情報」の当該相手方金融機関または当該金融サービス仲介業者への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ当該顧客が容易に知り得る状態に置いている場合には、その求めがない限り、①～④の顧客に係る情報は授受や利用の禁止規制の対象外とされている（以上につき、同条同号イ～ニ）。金融サービス仲介業者と相手方金融機関が同一のグループ企業に属する A タイプのような場合には、顧客が外国法人と上場会社等所定の者（上記①～④）であるときは、グループ会社間における当該顧客情報の授受やそれを利用した勧誘等の禁止が解除され、またはオプトアウト方式による緩和された規制に服することで足りるものとされたのである。

（ii）親法人等・子法人等との「特別な情報」の授受等

有価証券等仲介業務を営む金融サービス仲介業者またはその役員・使用人については、「特別な情報」に係る以下に述べる行為が原則として禁止される。この規制は、グループ会社関係に適用される顧客情報の取扱規制であり、親法人等・子法人等が銀行であれ異業種であれ、すなわち A タイプであれ B タイプであれ、金融サービス仲介業者をグループ会社の一員としているグループ企業に属するグループ会社に一般的に適用される（金サ業府令 111 条 1 項 12 号）⁴²。

第1は、金融サービス仲介業者、その親法人等・子法人等の役員・使用人が、それらの者が職務上知り得た顧客の有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の「特別な情報」を、その親法人等・子法人等から受領し、またはその親法人等・子法人等に提供する行為である（金サ業府令 111 条 1 項 12 号前段）。

第2は、親法人等・子法人等から取得した上述した「特別な情報」を利用して有価証券の売買その他の取引を勧誘する行為である（金サ業府令 111 条 1 項 12 号後段）。

ただし、「特別な情報」の提供禁止もそれを利用した勧誘禁止も、(a)～(d)のいずれかを満たす場合には、解除される。(a) 当該金融サービス仲介業者、その役員・使用人またはその親法人等・子法人等による当該特別な情報の提供につき、事前に当該顧客の書面または電磁的記録による同意がある場合、(b) 当該金融サービス仲介業者の親法人等・子法人等が

⁴² なお、①専ら自己もしくは自己およびその親法人等・子法人等の有価証券等仲介業務、金融商品取引業等または金融商品仲介業の遂行のための業務を行っている者、②専ら自己もしくは自己およびその親法人等・子法人等の①に述べた業務以外の業務の遂行のために、発行者または自己の行う有価証券等仲介業務の顧客に関する非公開財産等情報に関連しない業務を行っている者、または③外国の法人その他の団体であって国内に営業所・事務所その他これらに準ずるものを有していない者は、親法人等および子法人等には該当しないものとされている（金サ業府令 42 条）。非公開財産等情報とは、発行者である会社の運営、業務もしくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められる情報、または、親法人等・子法人等の役員・使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の「特別な情報」と定義されている（同条）。

相手方金融機関である場合であって、金商業府令 123 条 1 項 18 号イからハまでに掲げる情報を受領する場合および金サ業府令 118 条 9 号イ・ロに掲げる情報を提供する場合⁴³、(c) 当該金融サービス仲介業者の親銀行等または子銀行等である所属銀行等または当該金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により顧客が締結する資金の貸付けもしくは手形の割引を内容とする契約の相手方の委託を受けて金融機関代理業務を行う場合であって、同項 1 号または 2 号に掲げる情報を受領する場合および同項 3 号または 4 号に掲げる情報を提供する場合である。さらに、(d) 顧客が、①上場会社等およびその子会社等、②株式を上場しようとする株式会社およびその子会社等、③有価証券報告書提出会社およびその子会社等、ならびに④適格機関投資家およびその子会社等である場合には、当該顧客の求めに応じてその親法人等・子法人等、当該金融サービス仲介業者またはその役員・使用人への提供を停止することとしており、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いている場合には、そのような求めがあるまでの間、親法人等・子法人等に対して「特別の情報」を提供することができる⁴⁴。いわゆるオプトアウト方式が採用されている。

V 若干の検討

単一の登録で銀行・証券・保険分野における金融商品・サービスに係る契約の締結を横断的に仲介できる金融サービス仲介業者による顧客情報の取扱いについて、顧客情報が個人情報・個人データに該当する場合には専ら個人情報保護法に基づく規制がなされている。また、個人情報か法人情報かを問わず金サ法に基づく顧客情報に係る規制の適用を受ける。金サ法に基づく顧客情報に係る規制は、基本的に、銀行法、金融商品取引法および保険業法における顧客情報の取扱いに係る規制を下敷きにしており、かなり複雑な規制になっている。以下に、金サ法上の顧客情報の取扱いに係る規制の特徴と問題点を述べる。

第 1 に、顧客情報を違法な業務や行為のために用いることがないように規制がなされている。具体的には、金融サービス仲介業者は、法人関係情報を用いて内部者取引などの不正取引や不正行為を惹起することがないように、法人関係情報を適切に管理することを求められている。また、優越的地位の濫用を惹起しないように顧客情報を管理・利用し、個

⁴³ 企業グループ間での共有が認められる情報とは、①当該金融サービス仲介業者の有価証券媒介行為に係る情報、②当該金融サービス仲介業者が有価証券媒介業務に係る法令遵守のために提供する必要があると認められる情報、③金融サービス仲介業者が金融サービス仲介行為を行うために相手方金融機関に対し提供する必要があると認められる情報、および、④相手方金融機関からの委託に係る有価証券等仲介業務により知り得た情報であって、当該金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務に係る法令を遵守するために当該相手方金融機関に提供する必要があると認められる情報である。

⁴⁴ 有価証券関連業を行う金融商品取引業者は、確認書・内部統制報告書の作成や電子情報処理組織の保守・管理に必要な発行者等に関する非公開情報・非公開融資等情報を親法人等・子法人等との間で授受したり、法令順守管理や損失の危険の管理、内部監査・内部検査に関する業務など内部の管理・運営に必要な情報を授受したりすることが認められているが、その前提として当該親法人等・子法人等の関係部門から当該非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられていることを要する（金商業等府令 153 条 1 項 7 号へ・ト・リ・3 項、154 条 4 号へ・ト・リ）。さらに、親法人等・子法人等からそうして取得した発行者等に関する非公開情報を電子情報処理組織の保守・管理および内部の管理・運営に関する業務を行うため以外の目的で利用することは禁止されている（同府令 153 条 1 項 9 号）。

個人情報保護法令を遵守するように顧客情報の管理態勢を整備することが求められる。情報管理態勢整備義務のような組織上の義務に加え、非公開金融情報・非公開融資等情報・非公開情報・特別な情報・特別の情報などに該当する顧客情報の授受や利用が規制されている。これらは、内部者取引や優越的地位の濫用、個人情報保護法違反などの違法な取引や行為を事前的・予防的に防止することを目的とした規制であると位置付けることができる。

第2に、金融サービス仲介業者が取り扱う顧客情報の機微性の高低に応じた規制がされている。たとえば、返済能力情報や特別の非公開情報についてはその利用目的が厳しく限定されている。また、非公開保険情報については、その授受や利用についてきわめて厳格な制限が課されている。これは、非公開保険情報には人の生活や身体に関わる高度の機微情報が含まれる可能性が大きいからであろう。また、預金等媒介業務に基づく非公開金融情報や非公開融資等情報についても、一定の法人顧客情報についてオプトアウト方式が認められている有価証券仲介業務に関する非公開情報・特別な情報に比べてより厳格な取扱いがなされている。これは、銀行の取り扱う顧客情報は伝統的に銀行秘密の対象であるとされてきており、銀行の守秘義務が及ぶ機微性の高い情報であると位置付けられたものと考えられる。

第3に、顧客情報を管理・利用する金融事業者の側の事業上の正当性や必要性に配慮した規制がなされている。「特別の情報」や「特別な情報」の授受や利用の禁止に対して適用除外やオプトアウト方式が認められているのは、事業上の正当性や必要性とのバランスを図った結果であると考えられる。顧客情報の授受や利用に事業上の正当性が認められる例として、法令遵守や内部統制の目的のための顧客情報の授受や利用が挙げられる。そのほか、グループ企業を構成する金融サービス仲介業者とグループ会社との間の所定の法人顧客に係る非公開情報等の授受について、オプトアウト方式が認められている。なお、金融サービス仲介業者については、金融商品取引業者等と比較して、親法人等・子法人等との間で非公開情報等を授受できる場合が限られているが⁴⁵、これは、親法人等が非金融会社である場合には、提供先の法人において関係部門から当該情報が漏洩しない措置を的確に講じることについて、その実効性を確保する手立てが乏しいことによるものと考えられる。Aタイプの場合には、金融サービス仲介業者は銀行自身または銀行グループに属するグループ会社として銀行と連携している。Aタイプにおける銀行に対しては、顧客情報へのアクセスおよびその利用は、業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきであるという原則（Need to Know原則）を踏まえ⁴⁶、顧客等に関する情報管理の適切性を確保する必要性・重要性を認識し、業務の内容・規模等に応じて、そのための組織体制の確立、社内規定の策定、金融グループ内の他の金融機関との連携等、内部管理体制の整備を図ることが求められる⁴⁷。これに対し、Bタイプの場合には、銀行は、連携先である非金融を業とする異業種の企業グループには属しておらず、銀行はAタイプの場合に求められるような顧客情報に係る管理態勢の整備義務を負わない。他方、Bタイプの当該異業種の企業グループの支配会社に対して、Aタイプにおける銀行に課されているような監督法上の義務は課されていない。Aタイプで

⁴⁵ IV 3 (5) (ハ) (ii) および前掲注 (44) 参照。

⁴⁶ Need to Know原則については、その対象となる顧客情報の範囲や、どのような場合に「業務遂行上の必要性」が認められるのか、その必要性が認められる場合に当該情報にアクセスできる役職員の範囲はどこまでか、といった詰めるべき論点が多く残されている。

⁴⁷ 金融庁「主要銀行向けの総合的な監督指針(2023年6月)」III-3-3-2-2(1)①。

あれ B タイプであれば、企業グループレベルまたは企業グループ相互間で企業活動や企業連携が行われていることに鑑みるならば、B タイプにおいてもグループ企業のレベルにおける規制を課すとともにその実効性を確保するために、持株会社規制および主要株主規制を導入し、届出を要するものとするとともに、監督官庁の措置命令を下す権限など所定の監督命令権限を付与することが検討されるべきであると思われる⁴⁸。そのような手当てを講じた上で、事業上の正当性や必要性の観点から、企業グループ間で利用し得る顧客情報の範囲を拡大するとともに、そのための手続を合理化することが考えられよう。

第4に、情報授受・利用の実質的弊害の1つである利益相反については、銀行、銀行持株会社、登録金融機関および第一種金融商品取引業者には顧客の利益が不当に害されることのないよう利益相反管理体制整備義務が課されている⁴⁹（銀行法13条の3の2第1項・銀行法52条の21の3第1項、金商法36条2項・3項）。利益相反管理の第一歩は利益相反に係る情報の適切な管理にあり、顧客情報の取扱いに係る規制は利益相反規制と密接に関連している。立法論としては、顧客情報の保護とのバランスを考慮しつつ、利益相反管理体制の実効性に鑑みながら、顧客情報とりわけ法人顧客情報の授受と利用に係る規制を緩和することが、顧客情報の有効かつ適切な利用に資し、そのことは翻って顧客の利益向上にもつながり得ることになると考えられる。このような観点からすると、金融サービス仲介業者には公正誠実義務は課されているものの、銀行や第一種金融商品取引業者に課されている利益相反管理体制整備義務が規定されていない点は、立法論として、検討の余地があると思われる。

⁴⁸ なお、第一種金融商品取引業または投資運用業を行う金融商品取引業者およびその持株会社については、主要株主規制があるほか（金商法32条～32条の4）、一定の規模を超える金融商品取引業者については特別金融商品取引業者制度と指定親会社制度による規制がある（同法57条の12～57条の27）。

⁴⁹ 特定金融商品取引業者等は、当該業者またはその親子金融機関等が行う取引に伴い、当該業者またはその子金融機関等が行う金融商品関連業務に係る「顧客の利益が不当に害されることのないよう」当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監督するための体制の整備その他必要な措置を、内閣府令の定めに従い講じなければならない（金商法36条2項）。2008年金商法改正によるファイアーウォール規制の緩和により、顧客が不利益を被り、あるいは業者の健全性が損なわれることがないように、金融商品取引業者等に対して、利益相反管理体制の整備義務を課すこととしたものである。利益相反の発現の蓋然性やその深度は、金融商品取引業者により様ざまであるため、画一的な規制をするのではなく、各業者が自ら利益相反管理体制を構築・運営し、市場等の評価に委ねつつ、グッド・プラクティスとしてその手法が改善・発展していくことに期待している。利益相反管理上の措置としては、①当該業者またはそのグループ金融機関等が行う取引に伴い当該業者またはその子金融機関等の顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引（「対象取引」）を適切な方法により特定するための体制（金商業等府令70条の4第1項1号）、②当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備（同項2号）、③これらの措置の実施の方針を策定しその概要を公表（同項3号）、および④利益相反管理体制の下で実施した対象取引の特定および講じた措置について記録を作成し5年間保存（同条1項4号・2項）することを要する。利益相反管理のための具体的な措置としては、①対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門の分離、②対象取引・当該顧客との取引条件・方法の変更または当該取引の中止、③顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについての顧客への適切な開示、および④顧客からの同意の取得の4つが中心的なものである。①は情報障壁と呼ばれる。情報障壁を設けていても、所定の情報は障壁を超えて共有し、独立した部署で利益相反について個別具体的なチェックをすることなどが必要になると考えられる。

第5に、顧客の同意の取得の範囲や手続・方法について、実務上も理論上も、進展がみられる⁵⁰。金融サービス仲介業者が顧客の同意を取得する場合についても、さらに工夫したり検討したりする余地があろう。

第6に、顧客情報の取扱いに係る規制は次第に精緻化し洗練されてきており、情報授受・利用規制の実質的根拠や機能にさかのぼって、さらに規制を発展させることが検討されるべきであろう。その際、顧客情報の適切な授受・利用は、むしろ、顧客の利益に資する面があることを看過すべきではなく、過剰規制になることを避けるべきである。顧客情報の授受や利用を規制する根拠は、個人情報保護法・独禁法・金商法などの法令を確実に遵守すること、主として利益相反の観点から顧客の利益を不当に害しないこと、および契約や信義則に基づく金融事業者の義務に違反しないようにすることに集約されると思われる。顧客情報の授受規制の実質的根拠に基づく必要最小限の、しかし、実効的な規制をめざすべきである。特に、個人情報保護法のような一般的規制の存在しない法人顧客情報については、顧客情報の授受および利用に係る金融監督上の規制のあり方を見直す余地があるように思われる。

以 上

⁵⁰ 金融監督法における顧客の「同意」の意義や取得方法について詳しくは、令和元年度金融法務研究会第1分科会『デジタル化に伴う金融サービスに関する法的諸問題』第4章「銀行付随業務としての顧客情報の第三者提供—顧客の『同意』を中心に—」（神作裕之）（2022年3月）4-1～4-23頁参照（https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kinpo/kinpo2019_1_5.pdf）。さらに、大規模なデジタル・プラットフォームによる顧客の同意の取得に係る近時の動向について、神作裕之「複数の事業の併営に基づく利益相反と情報規制—銀行とデジタル・プラットフォーム事業者—」神作裕之＝三菱UFJ信託銀行フィデューシャリー・デューティー研究会編『フィデューシャリー・デューティーの最前線』109～111頁参照（有斐閣、2023年）。